

宝塚大学
助産学専攻科
規則

(平成26年4月1日 施行)

宝塚大学 助産学専攻科規則

(目的)

第1条 この規則は、宝塚大学(以下「本学」という。)学則第2条の4第2項の規定に基づき、本学助産学専攻科(以下「専攻科」という。)について必要な事項を定める。

(専攻科の目的)

第2条 専攻科は助産の職務の実践に必要な知識 技術及び能力と幅広い教養を修得し、地域の母子保健の発展向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

(専攻科長)

第3条 専攻科に専攻科長をおく。

(審議事項)

第4条 専攻科に係る次に掲げる事項は、看護学部教授会(以下「教授会」という。)で審議する。

- (1) 学生の入学、課程の修了その他学生の学籍に関する事項。
- (2) 教育課程の編成に関する事項。
- (3) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項のうち、専攻科に関する事項。
- (4) その他教育研究に関する重要な事項。

(収容定員)

第5条 専攻科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
助産学専攻科	10名	10名

(修業年限及び在学年限)

第6条 専攻科の修業年限は1年とする。

2 学生は2年を越えて在学することはできない。

(入学資格)

第7条 専攻科に入学することができるのは、看護師免許取得者または看護師国家試験受験資格取得者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する者の当該課程を修了した者。
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。

(編入学等の制限)

第8条 専攻科への編入学、再入学、転入学は認めない。

(授業科目及び単位数)

第9条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(修了の要件)

第10条 専攻科を修了するためには、学生は1年以上在学し、33単位以上を修得しなければならない。

(修了)

第11条 専攻科に1年以上在学し本規則に定める授業科目及び単位数を修得した者について教授会の議を経て学長が修了を認定する。

(資格の取得)

第12条 専攻科において取得できる資格は、次のとおりとする。
助産師国家試験受験資格

(入学金 授業料等)

第13条 専攻科の授業料等、学費の額は別表2のとおりとする。

(学則、その他の規定の準用)

第14条 本規則に定めのない事項に関しては、本学学則及びその他の諸規程を準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する

別表1 (第9条関係)
教育課程

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基礎助産学	助産学概論	1		必修 31 単位
	周産期の生理と病態 I	2		
	周産期の生理と病態 II	2		
	母子の心理社会学	1		
助産診断技術学	助産診断・技術学 I	1		
	助産診断・技術学 II	2		
	助産診断・技術学 III	1		
	助産診断・技術学 IV	1		
	助産診断・技術学演習 I	2		
	助産診断・技術学演習 II	1		
地域母子保健論	地域母子保健論	1		
助産管理	助産管理学	2		
助産学実習	助産学実習 I	3		
	助産学実習 II	6		
	助産学実習 III	2		
	地域母子保健実習	1		
助産学実践関連	助産学研究	1		選択 2 単位以上
	アーバンヘルステ論	1		
	アートとグリーンケア		1	
	アタッチメント・ヨガ		1	
	アタッチメント・ベビーマッサージ		1	

修了要件 合計 33 単位以上取得

別表2

検定料 30,000 円

入学金 150,000 円(但し、本学看護学部卒業生は免除)

授業料等	1 年次 (単位: 千円)		
	全額納付 (年額)	分割納入	
		入学時(4 月)	第 2 回目(10 月)
授業料	1,000	500	500
施設費	300	150	150
維持費	300	150	150
合計	1,600	800	800